平成２６年（フ）第８０号
茨城県龍ケ崎市佐貫町324番地４　コスモ佐貫302号室、前住所茨城県龍ケ崎市4563番地グレースマンション506号室
債務者　末次　直明
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
長野県下伊那郡松川町元大島3019番地13
債務者　小島　重子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３１４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３―709号
債務者　岩瀬　　章
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１５号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３―709号
債務者　岩瀬　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５号
石川県加賀市大聖寺敷地ト38番地３
債務者　くらしの応援社こと　久保　昌弘
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第８３号
兵庫県宝塚市逆瀬川２丁目４番８号　S103号
債務者　岩本こと　李　　輝男
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目９番５号301号、前住所大阪府大阪市淀川区木川西４丁目３番33号　茜壱番館３Ｄ号
債務者　齊藤　佳男
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
兵庫県伊丹市美鈴町３丁目３番地１　２Ｃ号
債務者　山口　茂雄
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目９番１号　パレ武庫川プルミエール1062号
債務者　小林扶佐治
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５２号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目９番１号パレ武庫川プルミエール１号棟1082、住民票上の住所兵庫県伊丹市荻野西１丁目３番１―Ａ205号
関口方
債務者　山田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６７号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目３番16号ヴァロワール102号
債務者　當銘　　香
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７９号
兵庫県尼崎市食満１丁目５番21―204号
債務者　湊﨑　　勇
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９６号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目７番７号
債務者　徳田　早苗
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１７号
兵庫県西宮市枝川町３番125―104号
債務者　児子　秀堯
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４０号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目22番１号
債務者　横井　昭夫
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６４号
兵庫県豊岡市日高町夏栗129番地の２、申立時の住所兵庫県豊岡市日高町道場141番地の10
債務者　伊原　寛明
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
山口県下松市清瀬町３丁目２番19号
債務者　三浦　隆元
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所周南支部